

高度プロフェッショナル制度に関する届出状況(令和元年度)

○高度プロフェッショナル制度に関する決議届

高度プロフェッショナル制度は、高度の専門的知識等を有し、職務の範囲が明確で一定の年収要件を満たす労働者を対象として、労使委員会の決議及び労働者本人の同意を前提として、年間104日以上の日確保措置や健康管理時間の状況に応じた健康・福祉確保措置等を講ずることにより、労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない制度です。

高度プロフェッショナル制度を導入する場合には、労働基準法に基づき、労使委員会による決議をし、「高度プロフェッショナル制度に関する決議届」を所轄の労働基準監督署に届け出るなどの必要があります。

	件数(*1)	労働者数(*2)	
			業務の分類(*3)
令和元年度 (4月末時点)	1件	1人	⑤新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

(*1) 所轄労働基準監督署に受理された決議届の累計

(*2) 所轄労働基準監督署に受理された決議届の「労働者数」欄に記載された数の累計

(*3) 労働基準法施行規則第34条の2第3項各号に掲げる対象業務

【リーフレット】

・高度プロフェッショナル制度について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000497436.pdf>